

令和5年度重点事業について

令和5年度当初予算の概要

【総額】	①17,389,458千円(障害者福祉推進課)	政策経費の推移 (人件費、社会保障費 (義務的経費)を除いた額)	・令和2年度 2,326,176千円(2課合計)
	②45,496,906千円(障害福祉事業課) 合計62,886,364千円(前年度当初比 2,382,768千円 1.0%増)		・令和3年度 2,464,700千円(2課合計) ・令和4年度 5,245,018千円(2課合計) ・令和5年度 2,399,033千円(2課合計)
うち社会保障費			1,091,244千円(障害者福祉推進課)
①16,080,934千円(障害者福祉推進課)			1,307,789千円(障害福祉事業課)
②44,164,227千円(障害福祉事業課)			合計60,245,161千円(前年度当初比5,222,808千円 1.1%増)

委員意見（〇年度）
→ 令和〇年度当初予算事業に対する委員意見

主要施策	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和3年度決算額(千円)	令和4年度当初予算額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	※委員意見(4年度)	※委員意見(5年度)	説明
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1-(1)-① 1-(2)-①	1-1グループホーム等の定員	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者グループホーム(住まいの場)や生活介護・就労継続支援B型事業所等(日中活動の場)を整備しようとする者に対して、整備に要する費用の一部を補助する。対象事業:創設・大規模改修等	(翌年度繰越 283,384)	572,000	576,000	入所施設の施設整備について検討してほしい。(専門)	グループホームの消防設備について県単補助を検討してほしい。(専門)	
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1-(1)-①	1-1グループホーム等の定員	障害者グループホーム運営費補助	グループホームの運営の安定及び人材の確保に資するため、グループホームに対して運営費の補助を実施する。	222,122	246,000	254,000			
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1-(1)-①	1-1グループホーム等の定員	障害者グループホーム等支援事業(支援ワーカー)	グループホーム等のバックアップ体制の強化を図るため、「障害者グループホーム等支援ワーカー」を配置し、新規開設支援や事業者に対する運営相談支援などのほか、地域におけるグループホーム等の支援体制の整備を行う。	60,041	60,290	60,290	グループホームが増えていく現状で、支援ワーカーが足りていないのではないか。(本部会)		
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1-(1)-③	1-1グループホーム等の定員	障害者グループホーム等支援事業(家賃補助、職員研修)	グループホーム等の質の充実と利用者の生活を支援するため、利用者への家賃補助(原則国1万円に加え県単2万円上限)及びサービス管理責任者や世話人など従事職員研修を実施する。	252,492	278,000	334,000			
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1-(6)-①		袖ヶ浦福祉センター管理運営事業	県立施設である袖ヶ浦福祉センター更生園及び養育園について、指定管理者制度により平成30年度から令和4年度までの施設の管理運営を行う。	560,161	486,453	25,932 (維持管理)	令和4年度末で施設が廃止されるが、指定管理料を節約するのではなく、新たな施策に生かしてほしい。(専門)	R5年度より、土地・建物の維持管理は県が行う。	
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1-(6)-②		袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業	袖ヶ浦福祉センターについては、利用者全員の移行を行った上で、令和4年度末までにセンターを廃止する県の方針を令和2年8月に発表し、本人及び保護者の意向を踏まえ、受入環境の整備を図りながら移行を進めてきた。その結果、昨年(令和4年)中に全ての利用者の移行が完了したことから、本年3月末にセンターを廃止する予定である。利用者のうち、強度行動障害区分の方に対する支援員の追加配置については、本人の状況の判定を継続的(3年毎)に行い、必要額を本事業で継続して補助を行う。	47,455 (翌年度繰越 87,790)	142,346	72,479		・R4年度実施概要 ①グループホーム等整備補助 ②支援員等の配置補助	

主要施策	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和3年度決算額(千円)	令和4年度当初予算額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	※委員意見(4年度)	※委員意見(5年度)	説明
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1-(6)-②		千葉リハビリテーションセンター再整備事業	開設から40年余りが経過し、施設・設備が老朽化しているほか、居室や訓練室等のスペースが不足している千葉リハビリテーションセンターの再整備について、令和5年度から建築工事に着手するため、継続費を設定する。	266,797	598,854	27,600 [R5→R9継続費 14,486,000] [R5→R8債務負 担行為 110,000]		高次脳機能障害に伴う障害特性に対応できるような設備を整えてほしい(本部会)	・R4年度実施概要 ①実施設計の完成 ②開院運用調整支援等業務の実施 ③建築基準法に基づく計画通知の提出 等 ・R5年度実施概要 ①建築工事(第1期) ②家屋事前調査 ③開院運用調整支援業務委託 等
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1-(6)-①		重度の強度行動障害のある方への支援体制整備事業	現在、在宅等で生活している重度の強度行動障害のある方が、県が設置する「暮らしの場支援会議」の判定を受け、障害特性に応じた暮らしの場に入所(居)できるよう、受け入れる民間施設への施設整備や支援員の追加配置に対し、補助を行う。	15,637	96,291	124,895			
2精神障害のある人の地域生活の推進	2-(1)-①、⑫、⑬、⑮		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしを送るために、医療・福祉・介護・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域づくりを目指すことを目的とした事業。障害保健福祉圏域13圏域毎に事業委託を行い、会議体の設置・運営や、地域課題に応じた事業を選択的に実施する。	19,708	19,776	19,776			県内13圏域に実務者会議及び代表者会議を設置し、地域の課題やニーズに関して検討を行い、課題に即した事業展開を行うこととしている。
2精神障害のある人の地域生活の推進	2-(1)-②		障害者ピアソポーター養成研修事業	障害者ピアソポーター及び障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を行うとともに、障害福祉サービス等における支援の質の向上を図る。	525	2,743	2,743			令和4年度から精神障害以外の障害種別も研修事業の対象とした。
2精神障害のある人の地域生活の推進	2-(1)-㉐、㉑		精神科救急医療の充実	精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者や措置入院患者が速やかに医療につながることができるよう、精神科救急医療システムや夜間休日における医療の提供体制を確保する。	166,300	194,296	203,481			精神症状の急激な悪化等の緊急時ににおける適切な医療及び保護の機会を確保する。 また、連絡調整会議・連携研修会・事務説明会等を開催し、各関係機関との連携を密にすることにより、精神科救急医療体制の充実を図る。
2精神障害のある人の地域生活の推進	2-(1)-㉐、㉑		措置入院費	精神保健福祉法第29条及び第29条の2に規定する精神障害者の措置入院に要する費用を負担するもの(扶助費)。なお、保険が優先適用され、残余の費用について公費で負担することとなっていいる。	246,478	191,000	271,000			
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3-(1)-①、②	3-1共生社会という考え方を知っている県民の割合 3-2障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知・啓発活動の回数	障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための事業	・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」や「障害者差別解消法に基づき、広域専門指導員等により個別の差別事案の解決を図るとともに、以下の施策を重点的に実施する。 ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」及び「障害者差別解消法の周知 条例や「障害者差別解消法の趣旨の理解が深まるよう啓発に努めるとともに、「マンガでわかる障害者差別解消法」やパンフレット等を活用して、条例や「障害者差別解消法の認知度向上を図る。 ・「障害者差別解消支援地域協議会、調整委員会の運営 障害者差別解消法に基づき、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置した「障害者差別解消支援地域協議会の運営を行なう。 ・情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進 県の各機関をはじめとして市町村や民間事業者において障害のある人の情報保障に必要な配慮が行われるよう、平成29年3月に改正した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を活用し、県の各機関や市町村等に配慮を促す。	69,223	74,521	76,624			

主要施策	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和3年度決算額(千円)	令和4年度当初予算額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	※委員意見(4年度)	※委員意見(5年度)	説明	
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3-(3)-①、⑥	3-4虐待防止アドバイザー派遣数 3-5職員対応要領を策定した市町村数	障害者虐待防止対策の推進	障害者虐待防止法に基づく虐待事案への適切な対応を図るとともに、障害者虐待の発生を防止するため、以下の施策を重点的に実施する。 ・虐待防止のための研修の実施 施設従事者等による虐待防止を図るため、意識改革や援助技術の向上に資する研修を実施するとともに、障害者虐待への対応や虐待防止に携わる市町村職員の資質向上を図るため、対応の流れや留意点等を習得するための研修を実施する。 また、市町村や施設・事業所等の相談に応じ、要望があれば県からアドバイザーを派遣して、適切な対応や予防ができるよう情報提供や助言を行う。 ・虐待防止のための広報等の実施 リーフレットの配布や講演会を開催することにより、障害者に対する虐待の防止に関する広報・啓発を行う。 ・虐待防止のための市町村等との連携協力 虐待を防止するため市町村等と連絡会議を開催する等、関係行政機関との連絡調整や情報の共有を図る。	2,352	5,324	5,324				
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3-(5)-①、②、③、⑥ 3-(6)-①、②、③、④	3-7手話通訳者・要約筆記者実養成講習修了見込者数 3-8盲ろう者向け通訳・介助員実養成講習修了見込者数 3-9手話通訳者・要約筆記者派遣実利用見込件数 3-10盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用見込件数	・手話等の普及のための事業 ・手話通訳者等の派遣体制整備事業	・「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に基づき、手話等に関する普及啓発を広く周知していく。 ・同条例及び障害者総合支援法の地域生活支援事業に基づき、引き続き、聴覚障害者のための意思疎通支援のための人材養成の強化と派遣体制の整備及び充実に努める。	47,344	47,511	46,382				
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3-(5)-⑤	3-12失語症者向け意思疎通支援者実養成講習修了見込者数	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者が、地域で包括的な支援を受けられる体制を構築することを目的とし、県民を対象として、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を実施する。	3,510	3,510	3,510				
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3-(5)-⑨		千葉県点字図書館運営費補助事業	視覚障害者の教養と福祉の推進を図るために、視覚障害者情報提供施設の運営費を補助する。	63,991	63,991	62,903				
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3-(5)-⑨		聴覚障害者情報提供施設運営費補助金	聴覚障害者に対する、字幕(手話)入りDVD等の貸し出し、手話通訳者の設置、情報機器の貸し出し等コミュニケーション支援、相談事業、文化・学習・レクリエーション活動等の推進を図るために、法人が運営する聴覚障害者の社会参加を総合的に進める県下唯一の拠点施設である聴覚障害者情報提供施設の安定的な運営を図るために、運営する法人に対しその経費を法令の基準に基づき助成する。	31,632	32,193	31,095				
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3-(6)-⑦		障害者IT支援事業	障害者ITサポートセンターの運営やパソコン教室の開催等により、障害者等の情報通信技術の利用機会拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるよう支援することで障害者等の自立と社会参加を促進する。	12,000	12,000	12,000				
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4-(3)-①	4-9障害児等療育支援事業実施見込箇所数	障害児等療育支援事業	障害児(者)施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上、地域生活における療育・相談支援体制の充実を図る。	81,267	99,000	99,000				
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4-(3)-②	4-10療育支援コーディネーターの配置人数	療育支援コーディネーターの配置	在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促す。 また、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーターの連絡協議会を開催する。	4,494	市町村地域生活支援事業費等補助金の一部	市町村地域生活支援事業費等補助金の一部			市町村の実施内容の把握は当該年度の冬であるため、現時点で療育支援コーディネーターに係る予算額は不明	

主要施策	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和3年度決算額(千円)	令和4年度当初予算額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	※委員意見(4年度)	※委員意見(5年度)	説明
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4-(3)-③		発達障害児者及び家族支援体制整備事業	発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行う。	1,224	1,224	1,224			
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4-(4)-④、⑤		医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等の地域での受入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。	—	15,000	20,700			令和4年度新規事業 小児等在宅医療連携拠点事業と統合
4障害のある子どもの療育支援体制の充実			障害児施設県単措置費・障害児施設給付費県単加算費	児童福祉法に基づき、知事が施設に障害児を入所措置した場合及び知事が入所給付決定した保護者が障害児入所支援を受けた場合に児童の遭遇、施設の運営に要する経費及び入所支援に要した費用について、国の基準に加算して支弁する。	171,002	176,000	180,000			
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4-(4)-⑤		医療型短期入所事業所開設支援事業	病院、診療所又は介護老人保健施設が医療型短期入所事業を開始するにあたり必要となる備品の整備費用を助成する。また、医療型短期入所事業所を開設する医療法人等の掘り起こしや開設予定の事業所に対する研修を委託により実施し、医療的ケア児(者)等を受け入れができる短期入所事業所を増やすことにより、在宅で介護を行う家族の負担を軽減する。	—	—	16,000			令和5年度新規事業
5障害のある人の相談支援体制の充実	5-(1)-④	5-5基幹相談支援センター設置市町村数	基幹相談支援センターの設置促進に係る取組	総合的・専門的な相談支援、相談支援事業所に対する助言や人材育成、関係機関の連携などの中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図るため、県総合支援協議会相談支援専門部会における検討を踏まえ、県基幹相談支援センター連絡会等と連携してセンター職員を対象とした研修等を実施する。 また、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員の養成研修を実施する。	—	—	—			(主任相談支援専門員の養成研修の予算は、5-(2)-①相談支援従業者等研修事業に含まれる)
5障害のある人の相談支援体制の充実	5-(1)-⑧	5-6発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む)	発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援体制整備事業	発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等への適切な助言等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行う。 また、発達障害者地域支援マネジャーをCASに配置し、市町村の発達支援体制整備や事業所等への個別支援、医療機関との連携等、地域支援機能の強化を図る。	49,624	63,000	65,900			
5障害のある人の相談支援体制の充実	5-(1)-⑭		障害者ピアソポーター養成研修事業【主要施策2 再掲】	障害者ピアソポーター及び障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を行うとともに、障害福祉サービス等における支援の質の向上を図る。	525	2,743	2,743			令和4年度から精神障害以外の障害種別も研修事業の対象とした。
5障害のある人の相談支援体制の充実	5-(2)-①	5-10計画相談支援従事者数 5-11相談支援専門員の養成数	相談支援従業者等研修事業	相談支援従業者等養成研修ワーキングチームによる検討を踏まえて、相談支援専門員等の育成ビジョン(習得すべき専門性)を明確にし、これに基づき各研修を体系的に整理することにより、受講者の目的意識を高め、研修効果のより一層の向上を図る。また、これまで取り組めていない初任者研修及び現任研修における実地研修について、令和5年度から実施する。	10,318	11,920	7,961			令和4年度から、医療的ケアを要する障害のある子ども等の関連分野の支援を調整するコーディネーターに係る研修が、4-(4)-④、⑤医療的ケア児等総合支援事業に移動

主要施策	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和3年度決算額(千円)	令和4年度当初予算額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	※委員意見(4年度)	※委員意見(5年度)	説明
6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	6-(2)-①	6-17障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	障害者就業・生活支援センター事業	障害者就業・生活支援センターに置かれた生活支援担当職員等が、雇用、福祉、医療、教育等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋等を行い、就業の継続に必要な支援を行う。	100,014	100,736	103,232			
6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	6-(5)-①	6-23就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 6-25県内官公需実績	障害者の工賃アップのための事業	工賃アップを活動目的とする千葉県障害者就労事業振興センターの運営支援（販路・受注拡大、データベース「チャレンジド・インフォ・千葉」の普及・定着、新商品開発等）や、「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針に基づく官公需の一層の促進に取り組む。	35,280	35,398	35,398			
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	1-(4)-①	1-10「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数	強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業	強度行動障害のある方への支援を適切に実施するため、民間施設の支援員等を対象に、強度行動障害についての理解を深め、支援の専門性を高めるための研修を実施する。	6,224	6,224	6,865			
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	1-(4)-①		強度行動障害者等県単加算事業	地域において居宅あるいは通所サービスでの支援が困難な強度行動障害者(児)を受け入れ支援する民間の入所施設に対して加算を行うことで、強度行動障害者(児)への支援の向上及び受け皿の拡充を図る。	47,186	48,000	56,000	通所施設に対する県単加算も考えてほしい。(専門)		
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7-(1)-①		発達障害者支援センター運営事業 及び発達障害者支援体制整備事業【主要施策5 再掲】	発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等への適切な助言等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行う。また、発達障害者地域支援マネジャーをCASに配置し、市町村の発達支援体制整備や事業所等への個別支援、医療機関との連携等、地域支援機能の強化を図る。	49,624	63,000	65,900			
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7-(1)-③		高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障害のある人に対する支援体制を確立することを目的として、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する普及啓発、支援手法等に関する研修を行う。	22,000	22,000	22,000			
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7-(2)-①		重症心身障害短期入所特別支援事業	在宅で生活する重症心身障害者(児)の保護者等の負担を軽減するため、基準上配置が求められないない看護師の配置等を行った福祉型短期入所事業所に加算を行うことで、重症心身障害者(児)の受け皿の拡充を図る。	3,748	3,300	4,000			
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7-(3)-①		重度心身障害者(児)医療給付改善事業	重度心身障害者(児)の医療費負担の軽減を図るため、各医療保険による医療給付の自己負担額を助成する市町村の事業に対し、補助金を交付する。	3,717,568	4,500,000	4,500,000			令和2年8月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに対象とした。
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7-(4)-①		ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり本人及び家族等からの相談に応じ、相談内容により関係機関(医療、保健、福祉、教育、労働等)につなげるとともに、希望により面接・アットリーチ(訪問支援)を行う。	6,417	7,447	7,468	市町村の支援方法を検討する必要があるのではないか。(本部会)		

主要施策	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和3年度決算額(千円)	令和4年度当初予算額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	※委員意見(4年度)	※委員意見(5年度)	説明
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(1)-①、⑥		人材の確保・定着	障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービス提供体制を整えるため、福祉・介護人材の確保や育成、定着対策を検討・推進する。 また、福祉・介護職員の処遇改善加算の拡充に適切に対応するとともに、引き続き国に対して、障害福祉サービス事業所等の経営安定化や福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定確保ができるよう、人員配置基準や報酬額について必要な改善と適切な財源措置を要望する。	—	—	—			人材確保については、外国人雇用も含めて検討すべきではないか(専門) →多様な人材(若年層、高齢者、外国人等)の就業促進やキャリアアップ支援、働きやすい職場環境の整備など総合的な取組を実施 R5当初 373,592千円 ②修学資金等の貸付による介護職員等の確保対策」 →県社協実施貸付事業 R5当初 90,657千円 ③福祉人材センター運営事業 →福祉人材養成と潜在福祉人材就労促進、福祉人材バンク事業等 R5当初 57,156千円 (健康福祉指導課) ①「福祉・介護人材確保対策」 →多様な人材(若年層、高齢者、外国人等)の就業促進やキャリアアップ支援、働きやすい職場環境の整備など総合的な取組を実施 R5当初 373,592千円 ②修学資金等の貸付による介護職員等の確保対策」 →県社協実施貸付事業 R5当初 90,657千円 ③福祉人材センター運営事業 →福祉人材養成と潜在福祉人材就労促進、福祉人材バンク事業等 R5当初 57,156千円
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(3)-④		更生医療等給付費負担金	市町村が、一般では既に治癒したと考えられる障害に対しその障害の程度を軽くするために更生医療を給付した場合、その更生医療給付費を負担する。	1,948,784	1,986,000	2,004,000			
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(3)-④		自立支援医療(精神通院医療)費	障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療(精神通院医療)に要する費用を負担するもの(扶助費)。なお、保険が優先適用され、残余の費用について公費で負担することとなっている。	8,466,327	8,229,000	8,833,000			
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(3)-⑯		依存症対策総合支援事業	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症者及びその家族に対して包括的に支援するため、関係機関との連携会議の実施、依存症専門相談支援、支援者の研修、依存症者に対する治療・回復プログラム等を実施する。	3,555	4,410	4,824			
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(4)-①		障害者スポーツ団体等支援事業	障害者スポーツ競技団体やレクリエーション団体の活動を支援することにより、東京パラリンピックに向けて活性化した競技団体の活動をレガシーとして、障害者スポーツの振興を図る。	13,492	18,600	18,600			
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(4)-③		千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター事業	障害のある人のスポーツ・文化活動の中心施設として千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターを運営するとともに、センター体育室の空調設備整備に着手する。 現在、センターに老朽化等の課題があることから、今後のセンターのあり方について検討する。	22,757	27,437	32,301			
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(4)-④、⑤、⑧		パラスポーツ振興事業	障害者スポーツの理解促進を図るとともに、障害のある人が県内の全ての地域でスポーツに親しめる環境の充実を図る。	11,604	34,000	37,600			
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(4)-⑨		障害者芸術文化活動支援事業	障害者や障害福祉サービス事業所等の芸術文化活動を支援する「障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、地域における障害者の自立と社会参加の促進を図る。	7,017	7,031	7,553			
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(6)-⑥		災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備	災害時における、被災地域の精神保健医療機能の一時低下や災害ストレス等による新たな精神的問題の発生に対して、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)を養成するため、研修や訓練を実施し、体制を整備する。	580	3,158	3,401			

主要施策	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和3年度決算額(千円)	令和4年度当初予算額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	※委員意見(4年度)	※委員意見(5年度)	説明
8様々な視点から取り組むべき事項	8-(7)-①		ヘルプマーク普及・啓発事業	内部障害者や難病の方、または妊娠初期の方など、外見では不自由や障害に気付かれにくい方が、困っているときに身につける「ヘルプカード」、ストラップ型の「ヘルプマーク」を継続して作成するとともに広く周知するため、「チラシ」「ポスター」「ステッカー」を作成する。	3,146	4,100	4,100		ヘルプマーク以外にも、オストメイトマークなど認知度が低いマークもあるため、より効果的な啓発活動をお願いしたい(本部会)	